

鵠川流域委員会における意見を反映した
鵠川水系河川整備計画(原案)の修正案

平成 20 年 12 月

北海道開発局

原 案

意 見

修 正 案

(3) 魚がすみやすい川づくり

鵜川では、サケ・サクラマス等の回遊魚が遡上するほか、下流部の細礫・粗砂の河床は鵜川を象徴する魚類であるシシャモの産卵床となっている。河道の掘削にあたっては、河床の掘削を極力避けるとともに、水際植生の復元・保全に努め、魚類にとっての生息環境が良好に保たれるよう配慮する。

特にシシャモについては、北海道の太平洋沿岸のみに分布する日本固有の魚であり、貴重な漁業資源ともなっていることから、鵜川の下流域においては、シシャモの産卵環境の保全に努める。

また、魚類の生息環境の保全のためには、流況や河床の状況等を維持することに加え、鵜川とその支川や流入水路等において移動の連続性を確保することが重要である。このため、横断工作物や樋門地点等については、関係機関等と連携・調整し移動の連続性の確保に努める。



シシャモ (写真提供:むかわ町)



サケ

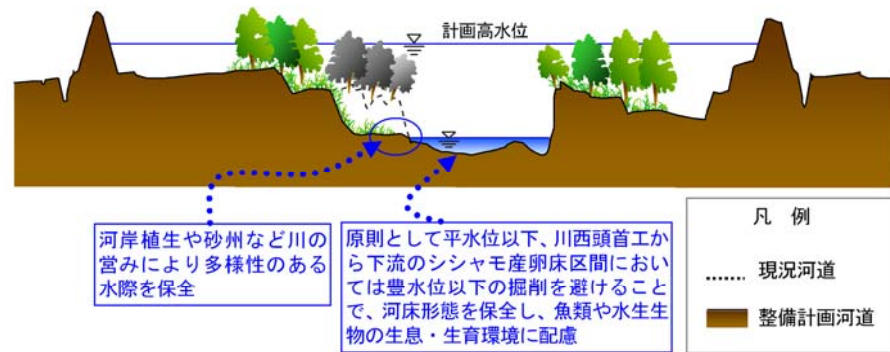


図 2-8 河道掘削のイメージ図

■産業的に重要な魚だけではなく、鵜川に生息する多様な魚種を視野に置いた検討をお願いしたい。

■鵜川の河川整備計画を考える上で、シシャモの保全是重要であるため、掘削にあたっては、水深や流速などと産卵床との関係についても検討し、慎重に対応して欲しい。

(3) 魚がすみやすい川づくり

鵜川では、多様な魚類が生息し、サケ・サクラマス等の回遊魚が遡上するほか、下流部の細礫・粗砂の河床は鵜川を象徴する魚類であるシシャモの産卵床となっている。河道の掘削にあたっては、魚類や底生動物の生息・繁殖環境に配慮し、河床の掘削を極力避けるとともに、水際植生の復元・保全に努め、魚類にとっての生息環境が良好に保たれるよう配慮する。

特にシシャモについては、北海道の太平洋沿岸のみに分布する日本固有の魚であり、貴重な漁業資源ともなっていることから、鵜川の下流域においては、シシャモの産卵環境の保全に努める。

また、魚類の生息環境の保全のためには、流況や河床の状況等を維持することに加え、鵜川とその支川や流入水路等において移動の連続性を確保することが重要である。このため、横断工作物や樋門地点等については、関係機関等と連携・調整し移動の連続性の確保に努める。



シシャモ (写真提供:むかわ町)



サケ

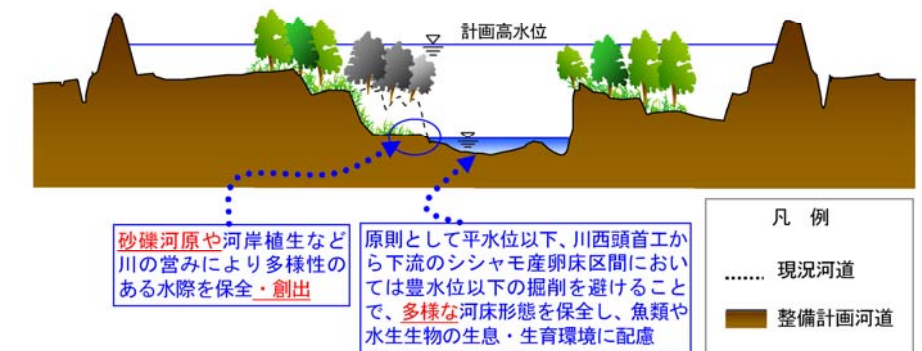


図 2-8 河道掘削のイメージ図

原 案	意 見	修 正 案
<p>1-3 河川整備計画の目標</p> <p>1-3-1 河川整備の基本理念</p> <p>鶴川流域は、北海道胆振東部における社会・経済・文化の基盤をなしている。流域の中下流部は農耕地として明治初期からひらけ、水田、肉用牛の牧畜等が営まれるとともに、近年は商標登録が認められた「鶴川シシヤモ」等地域ブランド化への取り組みが活発に行われている。また、JR 日高本線や国道等の基幹交通施設に加え、日高自動車道、北海道横断自動車道が整備中であり、交通や物流の要衝となっているほか、豊かな自然環境と多様な景観を有している。</p> <p>このようなことから、「安全で安心できる美しい国土づくり」を目標として、地域住民が安心して暮らせるような社会基盤の整備、胆振地方東部における農業用水や都市用水等の安定供給、自然豊かな環境の保全・継承を図ることが必要である。</p> <p>今後の鶴川水系の河川整備については、美しい自然を育み、心やすらぐ鶴川をささえる、身近な水辺の鶴川をつくるため、流域及び水系一貫の視点を持ち、河川の特性と地域の風土・文化等の実情を踏まえた上で、次のような方針に基づき総合的、効果的、効率的に推進する。</p> <p>【洪水等による災害の発生の防止又は軽減について】</p> <p>洪水氾濫の危険性を極力減少させるため、河道断面が不足している箇所については、河道の安定・河川環境に配慮しつつ、河積の増大を図り洪水を安全に流下させる。また、堤防断面が不足している箇所や堤防未整備の箇所について堤防整備を行うとともに、浸透や侵食に対する堤防の安全性を点検し、必要な対策を行う。</p> <p>さらに、上下流のバランスを考慮するとともに、整備途上段階においても順次安全度が高まるよう、水系として一貫した整備を行う。</p> <p>鶴川流域のある北海道太平洋沿岸は地震多発地帯であり、地震や津波に対する被害の防止・軽減を図る。</p> <p>【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持について】</p> <p>河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努め、今後とも関係機関等と連携し、合理的な流水の利用を促進する。</p> <p>27</p>	<p>■河川整備計画の目標流量 3,000m³/s は洪水対応としては理解するが、海域に影響を及ぼす泥流や流木など、洪水に起因する別の要素の事象についても考えられないか。増水を防ぐことのほかに、時代背景の変化に伴い守るべき財産が増える中で、基本的な考え方の整理も一級河川鶴川の整備計画で必要ではないか。</p>	<p>1-3 河川整備計画の目標</p> <p>1-3-1 河川整備の基本理念</p> <p>鶴川流域は、北海道胆振東部における社会・経済・文化の基盤をなしている。流域の中下流部は農耕地として明治初期からひらけ、水田、肉用牛の牧畜等が営まれるとともに、近年は商標登録が認められた「鶴川シシヤモ」等地域ブランド化への取り組みが活発に行われている。また、JR 日高本線や国道等の基幹交通施設に加え、日高自動車道、北海道横断自動車道が整備中であり、交通や物流の要衝となっているほか、豊かな自然環境と多様な景観を有している。</p> <p>このようなことから、「安全で安心できる美しい国土づくり」を目標として、地域住民が安心して暮らせるような社会基盤の整備、胆振地方東部における農業用水や都市用水等の安定供給、自然豊かな環境の保全・継承を図り、<u>また、河川管理にも寄与する水系一貫した土砂管理に努める</u>ことが必要である。</p> <p>今後の鶴川水系の河川整備については、美しい自然を育み、心やすらぐ身近な水辺の鶴川をつくるため、流域及び水系一貫の視点を持ち、河川の特性と地域の風土・文化等の実情を踏まえた上で、次のような方針に基づき総合的、効果的、効率的に推進する。</p> <p>【洪水等による災害の発生の防止又は軽減について】</p> <p>洪水氾濫の危険性を極力減少させるため、河道断面が不足している箇所については、河道の安定・河川環境に配慮しつつ、河積の増大を図り洪水を安全に流下させる。また、堤防断面が不足している箇所や堤防未整備の箇所について堤防整備を行うとともに、浸透や侵食に対する堤防の安全性を点検し、必要な対策を行う。</p> <p>さらに、上下流のバランスを考慮するとともに、整備途上段階においても順次安全度が高まるよう、水系として一貫した整備を行う。</p> <p>鶴川流域のある北海道太平洋沿岸は地震多発地帯であり、地震や津波に対する被害の防止・軽減を図る。</p> <p>【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持について】</p> <p>河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努め、今後とも関係機関等と連携し、合理的な流水の利用を促進する。</p> <p>27</p>

原 案	意 見	修 正 案
<p>2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(1) 水質保全 現状では水質の一般的な指標であるBODは、国管理区間では環境基準を満たしている。水質の保全にあたっては、定期的に水質観測を行い状況を把握するとともに、「北海道一級河川環境保全連絡協議会鶴川・沙流川部会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り、現況水質の維持に努める。</p> <p>(2) 水質事故への対応 油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与える。このため「北海道一級河川環境保全連絡協議会鶴川・沙流川部会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、定期的に水質事故訓練等を行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実を図る。 水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行う。また、定期的に水質事故対応に必要な資機材の保管状況を点検し、不足の資機材を補充する。</p> <p>(3) 渇水への対応 渇水による取水制限は、制限の程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産等に大きな影響を与える。このため既存の「鶴川水系流域水利用協議会」を活用する等して情報を共有し、渇水時に迅速な対応ができる体制の充実を図る。取水制限が必要となった場合には、「鶴川水系流域水利用協議会」を通じ、渇水調整の円滑化を図るとともに、地域住民に対して水の再利用や節水を呼びかける等、流域全体での取り組みに努める。</p> <p>(4) 河川空間の適正な利用、管理 河川空間の適正な利用が図られるよう、水と緑がくりひろげる壮大な自然景観を保全し、人々にゆとりと開放感を与える水辺空間として管理していく。 鶴川の河川公園等は、これまでも地域住民の憩いの場や自然体験学習の場として利用されており、引き続きこれらの機能が確保されるよう関係自治体等と連携を図る。また、環境学習等に利用が図られるよう関係機関等と連携を図る。 なお、北海道と協同して策定した「鶴川水系河川空間管理計画(平成元年3月)」を必要に応じて見直しを行った上で、河川空間の適正な利用が図られるよう適正に対処する。</p> <p>54</p>	<p>■河川整備計画の目標流量 3,000m³/s は洪水対応としては理解するが、海域に影響を及ぼす泥流や流木など、洪水に起因する別の要素の事象についても考えられないか。増水を防ぐことのほかに、時代背景の変化に伴い守るべき財産が増える中で、基本的な考え方の整理も一級河川鶴川の整備計画で必要ではないか。</p>	<p>2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(1) 水質保全 現状では水質の一般的な指標であるBODは、国管理区間では環境基準を満たしている。水質の保全にあたっては、定期的に水質観測を行い状況を把握するとともに、「北海道一級河川環境保全連絡協議会鶴川・沙流川部会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り、現況水質の維持に努める。</p> <p>(2) 水質事故への対応 油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与える。このため「北海道一級河川環境保全連絡協議会鶴川・沙流川部会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、定期的に水質事故訓練等を行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実を図る。 水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行う。また、定期的に水質事故対応に必要な資機材の保管状況を点検し、不足の資機材を補充する。</p> <p>(3) 渇水への対応 渇水による取水制限は、制限の程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産等に大きな影響を与える。このため既存の「鶴川水系流域水利用協議会」を活用する等して情報を共有し、渇水時に迅速な対応ができる体制の充実を図る。取水制限が必要となった場合には、「鶴川水系流域水利用協議会」を通じ、渇水調整の円滑化を図るとともに、地域住民に対して水の再利用や節水を呼びかける等、流域全体での取り組みに努める。</p> <p>(4) 土砂動態の把握 <u>中・上流域の一部には表層が崩壊しやすく、また地すべりを生じやすいなど、土砂の流出が生じやすい地質を有していることから、継続的なモニタリングによって土砂動態の把握に努める。また、関係機関等との連携を図り、必要な情報の交換や調整を行う。</u></p> <p>54</p>

原 案	意 見	修 正 案
<p>(7) 河川の適正な利用及び河川環境の課題</p> <p>鵜川は多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を有しており、多様性のある水際の保全・形成や流域を含めた自然環境の保全が必要である。</p> <p>鵜川の国管理区間のうち、川西頭首工、川東頭首工では魚道が整備されており、今後も魚類等の移動の連続性が確保されるよう、河川整備を行う際には魚類の生息環境に配慮する必要がある。</p> <p>また、サケやシシャモは地域産業の貴重な資源となっているため、遡上や産卵環境の保全に配慮する必要がある。</p> <p>シギ・チドリ類の集団飛来地である河口干潟については、かつて広範囲に広がっていたが、近年、海岸侵食に伴い縮小傾向にあるため、その保全と再生に努める必要がある。</p> <p>河道内の樹木については、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川環境を形成するなど、多様な機能を有しているが、洪水時には水位の上昇や流木の発生原因となることから、環境に配慮しつつ適切に管理していく必要がある。</p> <p>なお、河川やその周辺において、外来種による深刻な影響は発生していないが、今後も関係機関と連携し、侵入の防止に努める必要がある。</p> <p>河川水質の一般的な指標であるBODの経年変化は、国管理区間においては環境基準を満たしているが、今後も各自治体と連携しながら継続的に監視していく必要がある。</p> <p>むかわ町市街地周辺等の高水敷は、人と川がふれあう貴重な河川空間として多くの人々に利用されている一方で、ゴミ等の不法投棄が依然として絶えない状況にあり、河川愛護活動などを含め関係機関と連携し、河川美化に向けた取り組みを強化する必要がある。</p> <p>樋門や橋梁は河川景観を形成する重要な要素であることから、地域の景観形成を図る上で十分な配慮が必要である。また、河川整備にあたっては、河川空間の利用に関する多様なニーズを十分に反映し、より一層の自然環境保全との調和を図りつつ、地域と連携して進める必要がある。</p> <p style="text-align: center;">26</p>	<p>■環境が良いと言っているが、もっと良い時代があったというのを認めるべき。すべてを元に戻すというわけではなく、その中でどの部分を課題としていくか？そのためにも河川環境の変化を読み取って欲しい。</p> <p>■河畔林の発達は環境悪化の指標ではないか。木を切ることが鵜川の環境を悪化させるわけではない。</p>	<p>(7) 河川の適正な利用及び河川環境の課題</p> <p>鵜川は多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を有しており、多様性のある水際の保全・形成や流域を含めた自然環境の保全が必要である。</p> <p>かつての河道は、砂礫河原が大きく発達していたが、昭和20年代以降洪水はん濫防御を目的として築堤や護岸の整備が進み、現在では砂礫河原が減少し、河岸に樹木が繁茂している。</p> <p>河道内の樹木については、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川環境を形成するなど、多様な機能を有しているが、洪水時には水位の上昇や流木の発生原因となることから、環境に配慮しつつ適切に管理していく必要がある。</p> <p>鵜川の国管理区間のうち、川西頭首工、川東頭首工では魚道が整備されており、今後も魚類等の移動の連続性が確保されるよう、河川整備を行う際には魚類の生息環境に配慮する必要がある。</p> <p>また、サケやシシャモは地域産業の貴重な資源となっているため、遡上や産卵環境の保全に配慮する必要がある。</p> <p>シギ・チドリ類の集団飛来地である河口干潟については、かつて広範囲に広がっていたが、近年、海岸侵食に伴い縮小傾向にあるため、その保全と再生に努める必要がある。</p> <p>なお、河川やその周辺において、外来種による深刻な影響は発生していないが、今後も関係機関と連携し、侵入の防止に努める必要がある。</p> <p>河川水質の一般的な指標であるBODの経年変化は、国管理区間においては環境基準を満たしているが、今後も各自治体と連携しながら継続的に監視していく必要がある。</p> <p>むかわ町市街地周辺等の高水敷は、人と川がふれあう貴重な河川空間として多くの人々に利用されている一方で、ゴミ等の不法投棄が依然として絶えない状況にあり、河川愛護活動などを含め関係機関と連携し、河川美化に向けた取り組みを強化する必要がある。</p> <p>樋門や橋梁は河川景観を形成する重要な要素であることから、地域の景観形成を図る上で十分な配慮が必要である。また、河川整備にあたっては、河川空間の利用に関する多様なニーズを十分に反映し、より一層の自然環境保全との調和を図りつつ、地域と連携して進める必要がある。</p> <p style="text-align: center;">26</p>

原 案	意 見	修 正 案
<p>【河川環境の整備と保全について】</p> <p>河川環境は、自然の状況においても遷移し、攪乱により変化するものであるということを認識したうえで、鶴川の有する河川環境の多様性や連続性を保全し、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・形成に努める。特に、日本有数のシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の重要な中継基地となっている河口干潟については、その環境の保全・再生に努める。</p> <p>また、水田や牧畜を主体とした農業やサケ・シシャモ等の漁業等、地域の産業の持続的な発展と自然環境の保全の両立を目指し、流域の自然的・社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域と連携しながら、地域の個性等が実感できる川づくりを推進する。</p> <p>鶴川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、鶴川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに市街地や農作地帯及び森林地帯と調和した鶴川らしい水辺景観の保全・形成に努める。</p> <p>【河川の維持について】</p> <p>洪水等による災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全が図られるよう、総合的な視点に立った維持管理を行う。また、地域住民、関係機関と連携・協働した維持管理の体制を構築する。</p> <p>河道や河川管理施設をはじめ、流水や河川環境等について定期的にモニタリングを行い、その状態の変化に応じた順応的管理^{注)}(アダプティブ・マネジメント)に努める。</p> <p><small>注) 順応的管理：生態系のように予測が困難な対象を取り扱うための考え方で、ここでは河川整備計画にのっとり実施する事業に対して自然からの応答を注意深くモニタリングし、その結果を踏まえて柔軟に行う管理のことを指す。</small></p> <p>28</p>	<p>■河畔林の発達は環境悪化の指標ではないか。木を切ることが鶴川の環境を悪化させるわけではない。</p>	<p>【河川環境の整備と保全について】</p> <p>河川環境は、自然の状況においても遷移し、攪乱により変化するものであるということを認識したうえで、<u>河畔林やかつての河原など</u>、鶴川の有する河川環境の多様性や連続性を保全・創出し、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・形成に努める。特に、日本有数のシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の重要な中継基地となっている河口干潟については、その環境の保全・再生に努める。</p> <p>また、水田や牧畜を主体とした農業やサケ・シシャモ等の漁業等、地域の産業の持続的な発展と自然環境の保全の両立を目指し、流域の自然的・社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域と連携しながら、地域の個性等が実感できる川づくりを推進する。</p> <p>鶴川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、鶴川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに市街地や農作地帯及び森林地帯と調和した鶴川らしい水辺景観の保全・形成に努める。</p> <p>【河川の維持について】</p> <p>洪水等による災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全が図られるよう、総合的な視点に立った維持管理を行う。また、地域住民、関係機関と連携・協働した維持管理の体制を構築する。</p> <p>河道や河川管理施設をはじめ、流水や河川環境等について定期的にモニタリングを行い、その状態の変化に応じた順応的管理^{注)}(アダプティブ・マネジメント)に努める。</p> <p><small>注) 順応的管理：生態系のように予測が困難な対象を取り扱うための考え方で、ここでは河川整備計画にのっとり実施する事業に対して自然からの応答を注意深くモニタリングし、その結果を踏まえて柔軟に行う管理のことを指す。</small></p> <p>28</p>

原 案	意 見	修 正 案
<p>2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 40</p> <p>2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項 40</p> <p>(1) 河畔林の保全、河岸の多様性の保全 40</p> <p>(2) 河口干潟の保全・再生 41</p> <p>(3) 魚がすみやすい川づくり 42</p> <p>(4) 河川景観の保全と形成 43</p> <p>(5) 人と川とのふれあいに関する整備 44</p> <p>2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 45</p> <p>2-2-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 45</p> <p>(1) 河川の維持管理 45</p> <p>(2) 災害復旧 53</p> <p>2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、 並びに河川環境の整備と保全に関する事項 54</p> <p>(1) 水質保全 54</p> <p>(2) 水質事故への対応 54</p> <p>(3) 濁水への対応 54</p> <p>(4) 河川空間の適正な利用、管理 54</p> <p>(5) 河川美化のための体制 55</p> <p>(6) 地域と一体となった河川管理 55</p> <p>(7) アイヌ文化保存、伝承、振興のための取り組み 56</p>	<p>■環境が良いと言っているが、もっと良い時代があったというのを認めるべき。すべてを元に戻すというわけではなく、その中でどの部分を課題としていくか？そのためにも河川環境の変化を読み取って欲しい。</p>	<p>2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 40</p> <p>2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項 40</p> <p>(1) 河畔林の保全、河岸の多様性の保全・創出 40</p> <p>(2) 河口干潟の保全・再生 41</p> <p>(3) 魚がすみやすい川づくり 42</p> <p>(4) 河川景観の保全と形成 43</p> <p>(5) 人と川とのふれあいに関する整備 44</p> <p>2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 45</p> <p>2-2-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 45</p> <p>(1) 河川の維持管理 45</p> <p>(2) 災害復旧 53</p> <p>2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、 並びに河川環境の整備と保全に関する事項 54</p> <p>(1) 水質保全 54</p> <p>(2) 水質事故への対応 54</p> <p>(3) 濁水への対応 54</p> <p>(4) 土砂動態の把握 54</p> <p>(5) 河川空間の適正な利用、管理 55</p> <p>(6) 河川美化のための体制 55</p> <p>(7) 地域と一体となった河川管理 56</p> <p>(8) アイヌ文化保存、伝承、振興のための取り組み 57</p>

原 案

意 見

修 正 案

2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量として、鶴川地点において、概ね6m³/sの確保に努めることを目標とし、各種用水の安定供給、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全等に努める。

2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河畔林の保全、河岸の多様性の保全

鶴川では、水際から高水敷にかけて、多様な植生が分布している。これらは、動植物の生息・生育・繁殖の場、良好な景観形成、自然との豊かなふれあいの場の提供等、多様な機能を有している。特に植生を含む水際部は、魚類や水生生物等にとって貴重な生息・生育・繁殖環境を形成している。

その一方で、河道内に樹木が繁茂することにより流下断面が不足することもあり、洪水の安全な流下等に支障を及ぼさないよう、治水面との整合を図りつつ、河畔林の機能の保全を考慮した河川の整備や管理が必要となる。このため、河畔林は、流域の特性を踏まえつつ洪水の安全な流下等に支障とならない範囲で保全する。

また、河道の掘削等に当たっては、断面が単調とならないよう河岸の一部を緩傾斜化するなどして多様性のある水際の保全に配慮する。

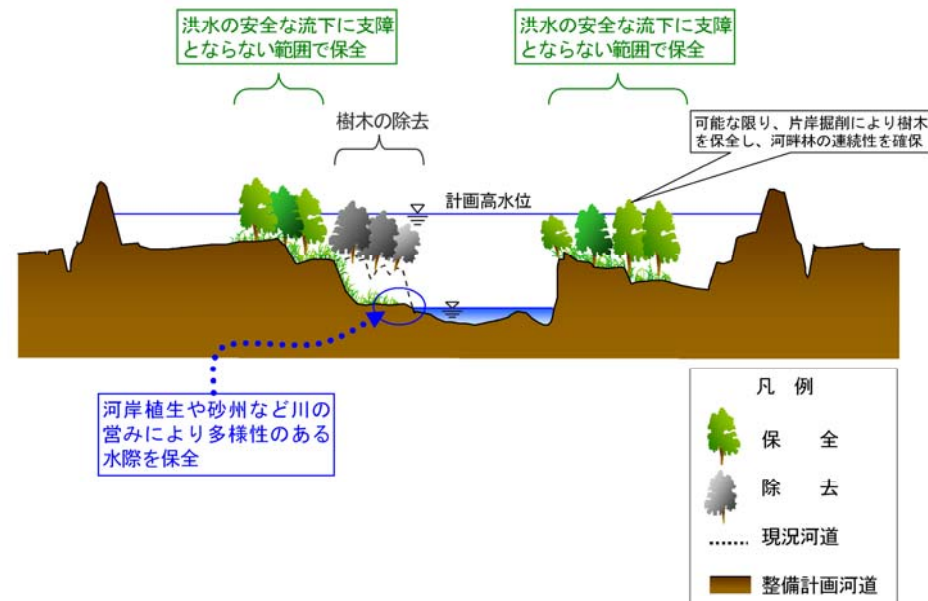


図 2-7 河畔林の保全、河岸の多様性の保全イメージ図

■環境が良いと言っているが、もっと良い時代があったというのを認めるべき。すべてを元に戻すというわけではなく、その中でどの部分を課題としていくか？そのためにも河川環境の変化を読み取って欲しい。

2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量として、鶴川地点において、概ね6m³/sの確保に努めることを目標とし、各種用水の安定供給、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全等に努める。

2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河畔林の保全、河岸の多様性の保全・創出

鶴川では、水際から高水敷にかけて、多様な植生が分布している。これらは、動植物の生息・生育・繁殖の場、良好な景観形成、自然との豊かなふれあいの場の提供等、多様な機能を有している。特に植生を含む水際部は、魚類や水生生物等にとって貴重な生息・生育・繁殖環境を形成している。

その一方で、河道内に樹木が繁茂することにより流下断面が不足することもあり、洪水の安全な流下等に支障を及ぼさないよう、治水面との整合を図りつつ、河畔林の機能の保全を考慮した河川の整備や管理が必要となる。このため、河畔林は、流域の特性を踏まえつつ洪水の安全な流下等に支障とならない範囲で保全する。

また、河道の掘削等に当たっては、断面が単調とならないよう河岸の一部を緩傾斜化するなどして多様性のある水際の保全・創出に努める。

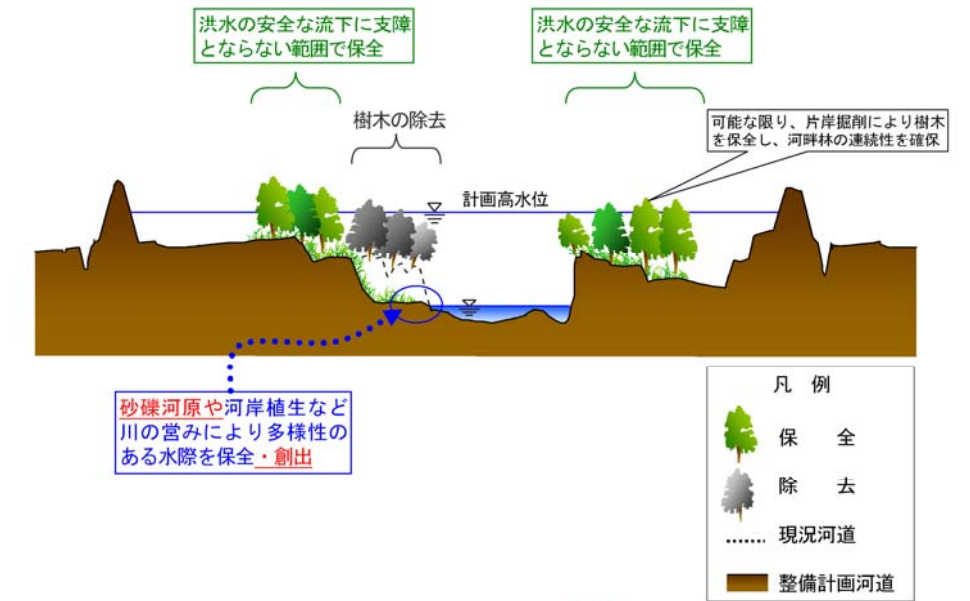


図 2-7 河畔林の保全、河岸の多様性の保全・創出イメージ図

原 案

意 見

修 正 案

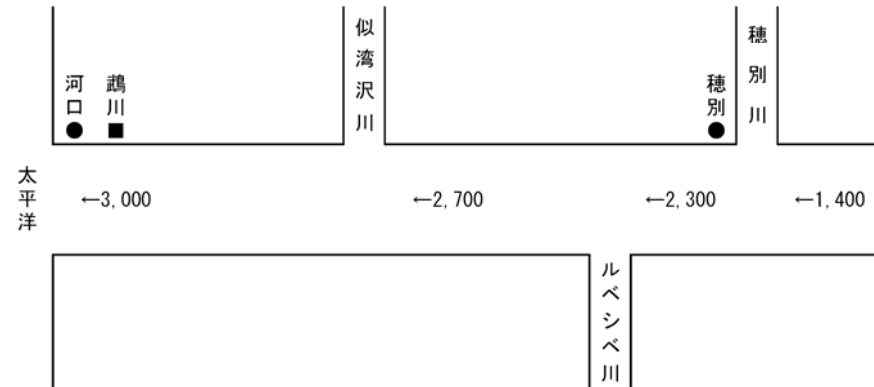


図 1-16 主要な地点における河道への配分流量(単位 : m³/s)

表 1-10 主要な地点における計画高水位

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)
鶴 川	穂 別	41.0	57.41
	鶴 川	2.6	6.21
	河 口	1.0	4.40

T.P.:東京湾中等潮位

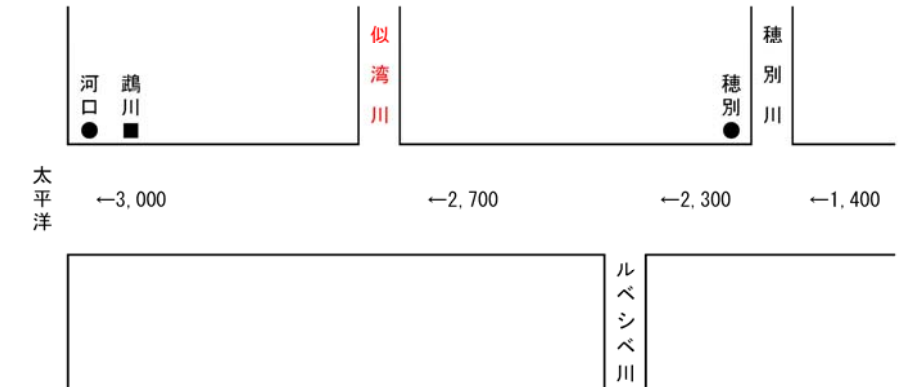


図 1-16 主要な地点における河道への配分流量(単位 : m³/s)

表 1-10 主要な地点における計画高水位

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)
鶴 川	穂 別	41.0	57.41
	鶴 川	2.6	6.21
	河 口	1.0	4.40

T.P.:東京湾中等潮位

原 案

意 見

修 正 案

2) 車両交換所の整備

迅速かつ効率的な河川巡視、水防活動及び円滑、迅速な緊急復旧を実施するため、必要に応じ水防資機材運搬車両等の方向転換場所(車両交換所)を整備する。

3) 光ファイバー網等の整備

迅速かつ効果的な洪水対応や地域管理対策を行うため、観測設備、監視カメラやテレメーター等を整備し、水位、雨量、画像等の河川情報を収集する。また、その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動や避難誘導等への支援を図る。

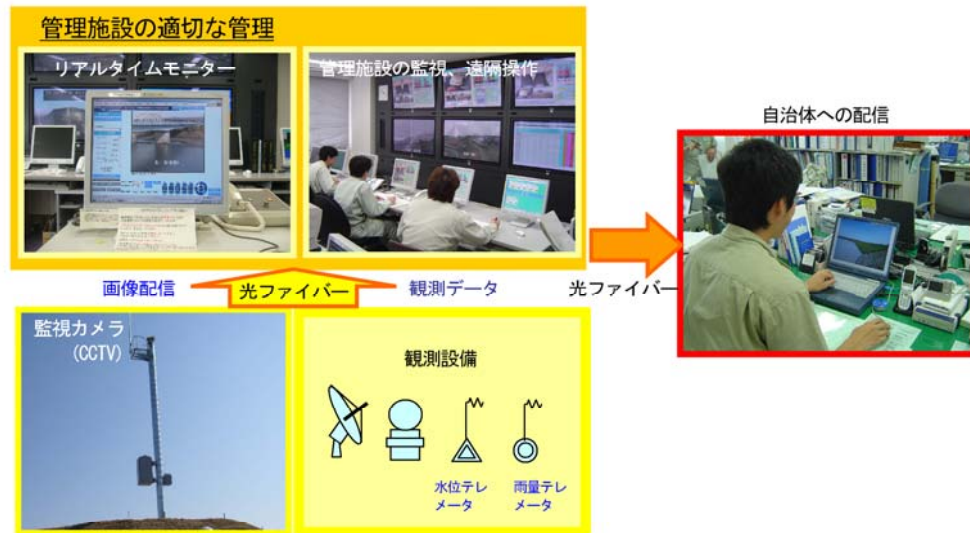


図 2-6 光ファイバー網による河川情報の収集・伝達のイメージ図

2) 車両交換所の整備

迅速かつ効率的な河川巡視、水防活動及び円滑、迅速な緊急復旧を実施するため、必要に応じ水防資機材運搬車両等の方向転換場所(車両交換所)を整備する。

3) 光ファイバー網等の整備

迅速かつ効果的な洪水対応や**危機**管理対策を行うため、観測設備、監視カメラやテレメーター等を整備し、水位、雨量、画像等の河川情報を収集する。また、その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動や避難誘導等への支援を図る。

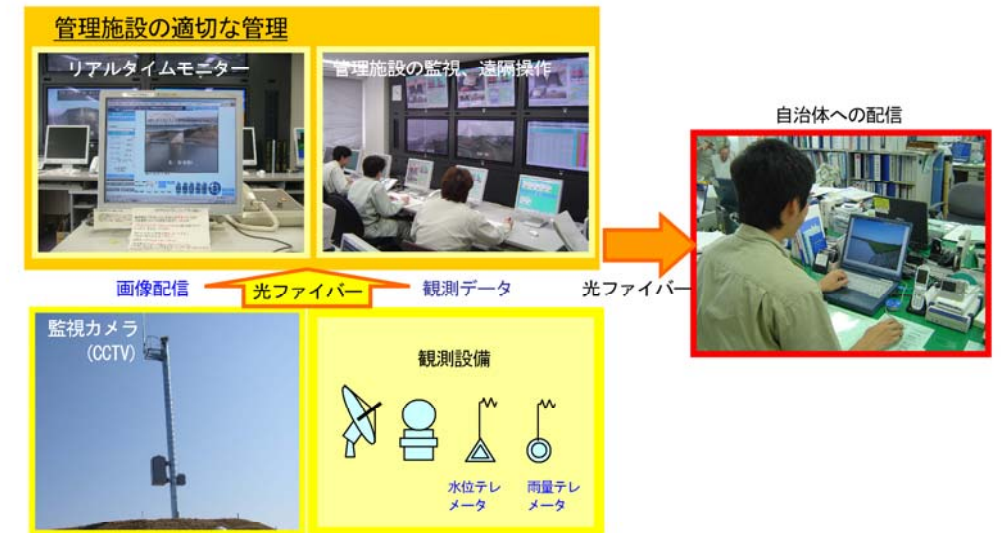


図 2-6 光ファイバー網による河川情報の収集・伝達のイメージ図